

(規則第十五条第一項の表)

(8)	(7)	(6)		(5)		(4)	(3)	(2)	(1)			貯蔵する者等の区分	貯蔵する火薬類の種類
		安全な場所に貯蔵する者	がん具煙火を販売する者であつて、販売のために都道府県知事の指示する	土木事業その他の事業を営む者であつて、その事業に要する火薬類を消費地を管轄する都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者	六ヶ月以内事業の場合 その他の事業の場合				販売業者であつて、販売のために都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者	(ハ)	(ロ)	(イ)	
5				10	25		5	5		5		20	火薬 (キログラム)
				5	15				5				無添加可塑性爆薬 (第十九条第四項各号の一に該当する可塑性爆薬であつて国の行政機関又は都道府県警察の職員が貯蔵するものを除く。)以外の爆薬 (キログラム)
				100	300				100				工業雷管及び電気雷管 (個)
				100	500								導爆線 (メートル)
100				200	1,000					1,000		1,000	導火線 (メートル)
500				1,000	2,000					2,000		2,000	電気導火線 (個)
2,000	3,000						3,000			3,000		30,000	銃用雷管 (個)
800	5,000					10,000	10,000	10,000		10,000		4,000	実包及び空包 (建設用びょう打ち銃用空包を除く。) (個)
200										2,000		2,000	薬液注入用薬包 (個)
2,000				2,500	4,000					20,000		8,000	建設用びょう打ち銃用空包 (個)
1,000				2,000	4,000					4,000		4,000	コンクリート破砕器 (個)
10				25	50					50		50	ロープ発射用ロケット (個)
				100									鉋さい破砕器及び爆発せん孔器 (個)
				4,000									爆発びょう (個)
				100									油井用火工品 (個)
25	500												信号雷管 (個)
	100									25		25	鉄道車両用、車両用、船舶用及び航空機用火工品 (キログラム)
5										50		50	信号雷管及び信号火せん (キログラム)
5				25						25		25	煙火 (がん具煙火を除く。) (キログラム)
25		250	500										がん具煙火 (第1条の5第1号へ(2)に掲げるものを除く。) (キログラム)
5		15	25										第1条の5第1号へ(2)に掲げるがん具煙火 (キログラム)
無制限							無制限			無制限		無制限	火薬を装てんしていない銃用雷管付薬きょう (個)
5	25			25	50					50		50	その他の火工品 (キログラム)

- 備考 1 鉄道車両用、車両用、船舶用及び航空機用火工品と信号雷管及び信号火せんと煙火 (がん具煙火を除く。) とを同時に貯蔵する場合には、(1)に掲げる者についてはその合計数量が七十五キログラムを超えてはならないものとする。
- 2 信号雷管及び信号火せんと煙火 (がん具煙火を除く。) とを同時に貯蔵する場合には、(8)に掲げる者についてはその合計数量が五キログラムを超えてはならないものとする。
- 3 (1)から(7)までに掲げる者について(8)の欄を適用する場合には、その火薬庫外に貯蔵することのできる火薬類の合計数量は、それぞれ(1)から(7)までに掲げる火薬類の数量を超えてはならないものとする。